

# 後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度の対象は次の人です。

- 75歳の誕生日を迎えた人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人

問い合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111 役場住民課 ☎963-1733 (直)

## 7月中旬に保険料の決定通知を郵送します

保険料は、令和2年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定し、決定します。

### 【保険料の納付方法】

原則として特別徴収(年金天引き)です。

しかし、年金受給額などにより普通徴収(納付書払いや口座振替)に変わっていることがあるため、必ず決定通知書を確認してください。

年金天引きや納付書払いから口座振替への変更を希望する人は、役場住民課に問い合わせください。国民健康保険で口座振替を利用していた人が、引き続き後期高齢者医療制度でも口座振替を希望する場合は、再度申請が必要です。

均等割額

5万5,687円

+

所得割額

総所得金額等  
- 基礎控除額 × 10.77%  
(所得割率)

保険料は、被保険者個人ごとにかかります。被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料になります。年額64万円が上限です。

## 世帯の所得状況に応じて、保険料は軽減されます

### 【均等割額の軽減】

対象者の所得要件(対象者の所得要件同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額)	軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
43万円(基礎控除額) + <u>10万円</u> × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	1万6,706円
43万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 + <u>10万円</u> × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割	2万7,843円
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 + <u>10万円</u> × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割	4万4,549円

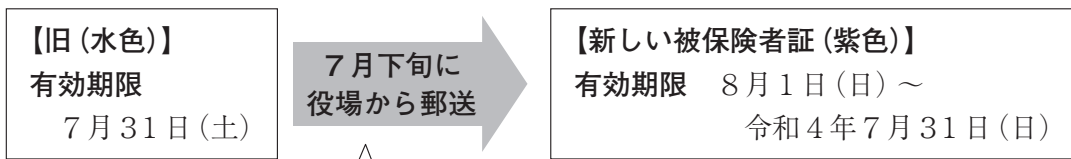
※下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金などに係る所得を有する場合に適用されます。

### 【被用者保険の被扶養者だった人の保険料】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった人は、被保険者均等割額が5割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合のことです。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

## 8月1日から被保険者証が「紫色」になります



7月31日(土)までに届かない場合は、役場住民課に問い合わせください。  
 ※保険料に滞納がある場合などは被保険者証を役場住民課まで受け取りに来ていただくことがあります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は8月です

### 【限度額適用・標準負担額減額認定証とは】

入院などの費用を医療機関の窓口で支払うときに、あらかじめ自己負担を軽減することができます。

### 【対象】

世帯全員が住民税非課税である人

### 【更新の場合】

本年度も対象となる人には7月下旬に郵送します。

新規申し込みの際は、役場で手続きが必要です。

### 【必要なもの】

被保険者証、マイナンバーがわかるもの

### 【申込先】

役場住民課

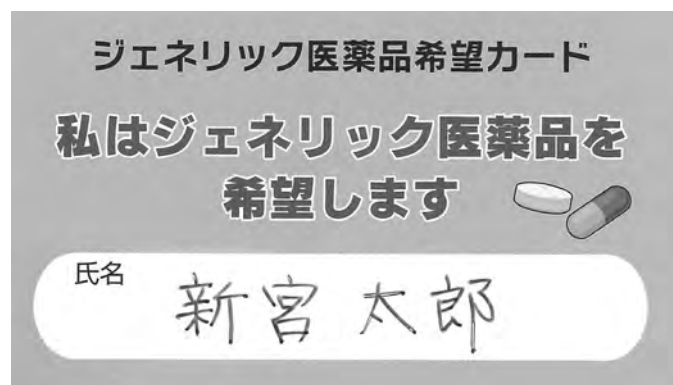


## 薬代軽減のためのポイント ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存知ですか

福岡県の後期高齢者1人当たりの医療費は全国1位で、保険料も高くなっています。ジェネリック医薬品を使うと、薬代の軽減につながります。ジェネリック医薬品への切り替えについては、まずは医師や薬剤師に相談してください。

### 【ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは】

最初に作られた薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎたあとに、厚生労働省の認可のもと製造・販売される薬のことです。先発医薬品と同じ有効成分を使った、品質、効き目、安全性が同等で、低価格な薬です。



▲役場住民課の窓口で配布しています